

勝山市農業委員会 議事録

平成28年10月25日

勝山市農業委員会

会議の概要

事務局長

ただいまから10月定例農業委員会を開催いたします。

事務局長

本日の会議ですが、4番 久保晴空委員、7番 牧野元恵委員は、所用のため欠席する旨の届出がありました。

事務局長

それでは、会長よりごあいさつを申し上げます。

「会長あいさつ」

事務局長

ありがとうございました。

これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。

議長

これより本日の会議に入ります。

まず、事務局より10月分の経過報告を申し上げます。

事務局

それでは、10月分の経過報告をいたします。

「経過報告 説明」

議長

事務局からの報告はお聞きのとおりです。

なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長

ないようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、

12番 吉川 豊 委員

13番 大谷 健一委員 の両名をお願いします。

議長

これより議事に入ります。

議長

次に、日程第1 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請認定についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請認定3件について説明いたします。

「議案第22号 説明」

議長

このことについては、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。

10番

事務局さんからお話がありましたように、1番についてはご自宅が調査資料1ページの住宅地図に●●さんのところに家がありまして、その裏手にあたります。現況は、周囲は進入路のすべてはコンクリートで畦がしてあります。説明があり

ましたとおり、稲が刈った跡が残っておりましてので、田んぼという状況で間違いがないと思います。現地でお聞きしたのは、45番46番との間のコンクリート畦を壊して一枚の田んぼにするとご本人からお聞きしてありまして問題ないのかなと思っています。2番ですが、5ページの写真のように4筆にわたっています。現地調査したところそばが植えてありました。これも減反でそばを植えたのかなと思っておりますが、これも現況農地の状況で問題ないのかなと思います。

16番

3番につきまして●●さんから●●さんへということですが、資料の6ページ、7ページとなっておりますけど、46、47、48と3筆ですが現状としては2枚の田んぼとなります。また、9ページの9-1につきましては、10ページの写真にありますように自宅の道を挟んでむかい側に、右側の方に車庫が見えますが手前に畑があります。

議長

以上のとおり報告はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

議長

これより、議案第22号について採決いたします。
議案第22号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議長

ないようですので、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請認定については原案のとおり承認することに決しました。

議長

次に、日程第2 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付についてを議題とします。こちらについて事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付1件について説明いたします。

「議案第23号 説明」

議長

このことについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

8番

●●さんの住宅に関しましては、用途区域内の第1種中高層住居専用地域で隣が住宅となっております。その間に位置し、現在は大豆が植わっております。ここで住宅を建てるということです。

議長

以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか？

議長 これより、議案第23号について採決いたします。
議案第23号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議長 ないようですので、議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付については原案のとおり決しました。

議長 次に、日程第3 議案第24号 現況証明願いについてを議題とします。こちらについて事務局より説明を願います。

事務局 それでは議案第24号 現況証明願いについて2件説明いたします。
「議案第24号 説明」

議長 このことについては、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。

10番 1番について報告します。事務局から説明がありましたとおり、地域的には平泉寺の東側の集落の上の方で白山神社の壁土の横をずっと南の方を下って坂を上った状況の所にあり現在も住宅地域の真ん中、たけ道と言っていますが、その通りの横に面しているところで現況も写真のとおり、住宅でも建てられるような更地となっていて、現在も物置なのかはっきりしませんが建っているという状況です。これは地目変更していただいてもいいのかなと考えています。

16番 2番について報告します。鹿谷町矢戸口29-41●●さん所有の25-11畑247㎡につきまして、現地を見てきました。先ほど事務局から説明がありましたとおり、19ページの写真を見ていただいてもおわかりのとおり、大正13年から墓が建立されており現在に至ります。このたび現況証明ということで現地を調査した結果、非農地であると証明してもよいと思われれます。

議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか？

議長 引き続き、議案第24号 現況証明願いについて採決いたします。
議案第24号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議長 異議がないようですので、議案第24号 現況証明願いについては原案のとおり決しました。

議長 それでは、日程第4 議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてと 日程第5 議案第26号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取については、関連がありますので、

一括して議題とします。事務局より説明を願います。

事務局

それでは議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてと議案第31号農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について説明いたします。今月の農用地利用集積計画は、農地中間管理事業にかかるものです。

「議案第25、26号 説明」

議長

以上のおり説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか？

議長

最初に議案第25号について採決いたします。
議案第25号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長

ないようですので、議案第25号については原案のとおり決定することに決しました。

議長

続きまして議案第26号について採決いたします。
議案第26号は、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

議長

ないようですので、議案第26号の農用地利用配分計画(案)については適当との意見といたします。

議長

次に、報告事項に入ります。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より報告を願います。

事務局

農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。
「説明」

議長

このことについて何かありませんか。

議長

次に、報告事項に入ります。農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告を願います。

事務局

農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。

議長

ないようですので、その他に入ります。

6番

議会、農業協同組合、土地改良区より報告がありましたらお願いします。
11月5日、6日にJAまつりが開催されます。ぜひみなさん来ていただきました

と思います。今年は大野が会場になります。ちょっと遠いのですがぜひお越しください。

議長

先ほどの話がございました北信越ブロック女性農業委員会研究会について資料がありますけど、報告をお願いします。

9 番

先日開催されました農業委員研修について報告します。場所は、長野県です。昨年は福井県で実地されて、その時も長野県の人が来ていただいたので行かないといけないということで参加させていただきました。87名の方が参加しまして、福井県は12名が参加しました。場所は、大河ドラマで話題になっております上田町のあるところでした。研修の1日目は遊休農地対策ということで、講演がありまして内容は出口を確保しつつ作物を作るという話と福島の子災者の受け入れをしているという話をしていました。それから、グループ討議があつて3つの議題があつたのですが、私のグループは女性農業委員の登用についてです。長野県は新体制の農業委員会では活動を実施しているそうです。その新しい体制を皆さんどういう状況かお聞きしたのですが、若い人とか認定農業者、女性の人、学識経験者などを含めた委員になつたらしくて、雰囲気が変わつて質問が多くて委員会の時間が延長するぐらいに雰囲気が変わりましたとのことでした。情勢報告については、別紙内容の資料がありました。それから、農業新聞ですけれど、農業委員の方が、農業委員が作った新聞なので普及してほしいとのことでした。坂井市農業委員の●●さんが依頼されて里芋とか梅の料理を紹介する記事が掲載されるそうなので機会があつたらご覧ください。2日目は、遊休農地の解消事例として、ワイン用のブドウ栽培をしたという話がありまして、以前は桑畑とか薬用人参の栽培をしていたけれど、時代の流れによって需要がなくなり、陣場台地という広い大地が荒廃していた写真を見せてもらいました。草とか木とかいっぱい生えておりまして、なんとかしないといけないなということで農業委員会と区長会と、町議会議員さんとかで研究会という組織を作つて、ワインメーカーもワインのブドウを栽培するのにいい土地を探していたということで、ワインメーカーを誘致して栽培が始まつたそうです。広大な大地でぶどう畑が広がっていました。収穫時にはボランティアを募集して、これは無給のボランティアですが進めているそうです。ワイナリーがないので山形県に運ばれて高級ワインとして出荷されているそうです。今年サミットに使われたそうで、人気上昇とのこと。いろいろ現地を見せていただくところいうふうな遊休農地というのは、生まれ変わつて素晴らしいなと思ひながら見せていただきました。

議長

ただ今の報告についてお聞きしたいことはありませんか。

8 番

次回は新潟で開催されます。我々は宿泊や旅費も全部自分で行かせていただきましたが、それが毎年となると来ていただいた以上は行かなきゃ駄目だということで、研修もきちんとしていますし、旅費ぐらいは予算補助していただけないで

しょうか。

事務局

かなり負担が掛かっているということは、前々から思っていて、来年の予算で検討していきたいと思っておりますし、県の農業会議からも参加者がたくさんいらっしゃるので前向きに考えていきたいと答えをいただいています。

8番

他の市町村は、出るところもあるし、出ないところもありますが、これからぐるりと回るわけですからやはり来ていただくだけではどうしようもないので出かけに行かなければならないので、予算についてよろしく願いたします。

議長

予算についてよろしく願いたします。
そのほか、ないですか。

事務局

先月、牧野委員から土地改良区の合意解約や相続絡み、それから売買の絡みの情報が流れていないということで、賦課金を貰うのに困っているということでどうにかしてくれないかというご意見をいただきまして、土地改良区の事務局と協議させていただきまして、議案出しています農地法第3条の3の規定による相続の届け出についてというようなものを土地改良区に情報として差し上げるのと、売買があった場合につきましても議案書の写しを情報として差し上げるということで協議を終えました。報告させていただきます。

議長

今回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明を願います。

事務局

今回は、11月24日（木）午後1時30分からの開催とします。

議長

その他について事務局より説明をお願いします。

事務局

11月14日福井県自治会館で開催される福井県農業委員大会について説明いたします。

（説明省略）

議長

10月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。

職務代理者

「閉会のことば」

勝山市農業委員会会議規則第16条の規定により、会議の顛末を証するためにこれに署名する。

議 長 松村 勘兵衛

1 2 番 吉川 豊

1 3 番 大谷 健一